

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○様式

様式の指定はありませんが、御社で通常使用されている見積書にて提出して下さい。

なお、法人名又は商号、所在地、代表者氏名、押印及び見積額は必須記載事項となっております。

また、揭示番号を必ず右肩に記載してください。（見積公告別紙揭示番号参照）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○現地確認

現地確認を必須としておりますので、仕様書記載の現地確認申込期限までに所管部署へ事前連絡の上、現地確認を行ってください。

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 会計・資産管理部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・ 見積書をご提出いただく際に、見積書等に必須記載事項と必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

（落札した場合は、後日原本を提出してください。）

※番号誤りが多くなっております。特に「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、

0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いいたします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

【必要記入事項】

① 公告日（5月21日）、案件名

※なお、案件名については、別紙「案件名称」を記載してください。

② 法人名又は商号、所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び担当者名

※通常使用されている見積書に記載のない部分は、送信票等に適宜お書き添えください。

○見積書提出前に見積書の見積額の記載内容について、再度ご確認をお願いします。

・ 天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。

決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。

また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。

・ 辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和7年6月3日（火）午前11時まで（必着）

※見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決 定 日 令和7年6月5日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

見積書提出に関する連絡先：日本年金機構本部調達管理部契約グループ 榎本・田村

電 話：03-6892-0722

仕様書の内容に関する連絡先：仕様書に記載の所管部署

屋外看板撤去新設工事（新庄年金事務所）【東北】
仕様書

日本年金機構会計・資産管理部施設 G

令和 7 年 5 月

1. 工事概要

新庄年金事務所の屋外看板を撤去新設する工事を行う。

2. 履行期間

契約締結日～令和7年11月14日（金）

3. 履行場所

日本年金機構 新庄年金事務所
山形県新庄市五日町 2-25-2

4. 所管部署（連絡先）

日本年金機構本部会計・資産管理部 施設グループ
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24
電 話：03-6892-7729（内線6328）
FAX：03-6892-7993

担当：勝又、^{ひしま}比島、^{ひがし}東

※ 現地確認の申請は ^{ひしま}比島、^{ひがし}東 までご連絡ください。

※ 同等品申請、工事内容に関する質問書については勝又までご連絡ください。

5. 主な工事内容

自治体の条例変更に伴い、既存不適格となった新庄年金事務所の屋外看板を撤去し、条例に適合する看板を新設する工事を行う。

詳細は6. 工事仕様のとおり。

6. 工事仕様

(1) 工事内容

内容	数量	単位
屋外看板撤去新設工事		
1. 屋外看板撤去		
既存屋外看板撤去作業 （処分及び作業車手配含む）	1	式
2. 屋外看板新設工事	1	式
看板鋼材支柱 （W910×H3,960×D106：詳細は別添資料参照）	1	式
看板表示面 （アルミ-ウレタン-アルミ：サンドウィッチ構造複合パネル） （フォントデザイン及び色調は既存及び別添資料を参照すること）	2	面
表示面シート貼り作業	1	式
看板用 LED 照明ユニット	2	台
ケミカルアンカー （M24 mm）	8	本
寸切りボルトセット （M24 mm）	8	組
補強根巻コンクリート	1	式
設置作業	1	式

3. 雑材消耗品	1	式
4. 発生材処分	1	式
5. その他工事に付随する作業	1	式

- ・施工にあたり、既存建物、建築設備、その他の備品が支障となる場合は移設再取付を行うものとし、本工事に含むこと。再利用が不可能である場合は同等品を新設すること。
- ・上記のほか、工事に伴って発生する仮設工事、発生材処分、その他経費（法定福利費、下請経費、清掃費、養生費、工事にかかる什器類をずらす作業費等）はすべて含むものとする。
- ・見積書提出前には、必ず現地確認を行うこと。現地確認は令和7年5月29日までにを行うこと。また「4. 所管部署」が指定した日時に実施すること。
現地確認の申請は、現地確認実施希望日の原則前営業日の正午までに「4. 所管部署」へ電話にて連絡を行うこと。（現地確認申請の最終締め切りは、令和7年5月28日正午とする。）
- ・工事内容に関して疑義が生じた場合は、令和7年5月29日12時までに「4. 所管部署」の担当者に事前連絡の上、任意の書面にて質問書を提出すること。また回答は令和7年5月30日18時頃までに、日本年金機構ホームページに、疑義及びその回答を掲示する。

(2) 設置場所概要

新庄年金事務所（別添資料参照）

(3) 設置場所詳細

別添資料を参照。

7. 成果物の提出

受注者は、工事完了日から5営業日以内までに以下の成果物を4. 所管部署へ提出するものとする。なお、工事完了日とは、仕様書の事項が全て完了し、かつ工事関係図書の整備が全て完了した日を指す。

(1) 工事完成保証書（必要に応じて）

(2) 工事写真（不可視部分や測定値が鮮明にわかるものとする）

(3) 完成写真（フルカラー、監督職員の認める解像度以上とし、製本不要とする）

(4) 工事完了報告書（別紙1）

※(1)は1部、(2)～(4)は各2部提出すること。

8. 施工条件

施工条件は以下とし、詳細は監督職員等（監督職員のほか、監督職員の指定する年金事務所職員等をいう。以下同じ。）と事前に協議のうえ決定すること。

(1) 作業日及び時間

原則として営業時間外の8:30～17:00とする。なお、特別の事情があるときは監督職員等の了承を得てこれ以外の時間とすることができる。

（営業時間）

月曜（又は週明け第一営業日） 8:30～19:00

火曜 ～ 金曜 8:30～17:15

毎月第2土曜 9:30～16:00

9. 設計図書と適用基準

設計図書

(1) 現場説明に対する質疑回答書

(2) 本仕様書

(3) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）

(3)は、公共建築工事標準仕様書といい、契約締結時点での最新版を適用することとする。

適用基準

「○」印を付した項目を適用する。○印のない場合は「※」印を採用する。

※公共建築工事標準図及び公共建築設備工事標準図

※工事写真の撮り方（最新版）

1 0. 一括下請負の禁止

工事の施工にあたり、当該工事の全部または主たる部分を第三者へ一括して請け負わせる（以下「一括下請負」という。）ことは認めないものとする。なお、本工事において主たる部分とは、施工管理、費用の請求、現場の指揮命令、安全管理、工事関係書類の作成・提出、その他建設業法及び安全衛生法その他の関連法令において元請事業者が行うべき責務を言う。

1 1. 適用事項

- (1) 本工事の実施に当たり、受注者は常に使用器具等の整理整頓を行うとともに、災害事故の予防対策について、万全を期さなければならない。
- (2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、法定外労災制度の加入について配慮すること。
- (3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うこと。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 日本年金機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③ 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (5) 受注者は、本工事の施工に当たって、設備またはその他の備品、職員並びに来訪者、およびその財産に損傷を与えぬよう注意をし、万一損傷を与えた場合には、直ちに「4. 所管部署」に報告するとともに受託事業者の負担において速やかに修復し、または弁済等の措置を行うこと。
- (6) 受注者は、着工に先立ち業務計画書を監督職員等に提出し承諾を得ること。
- (7) 受注者は、本工事の施工に当たって、作業日時、作業内容、作業者氏名、立ち入り場所、使用車両の車種、下請負者の社名および連絡先等を記載した作業届（様式は任意）を作業日の前日までに提出し承認を受けること。
- (8) 受注者は、本工事の施工に当たり、業務上知り得た情報について、工事期間のみならず、その後においても第三者に漏洩しないこと。
- (9) 本工事に必要な工事用電力・水及び諸手続きなどの費用は、全て受託事業者の負担とする。
- (10) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公庁その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。なお、この必要な届出手続き等の費用は、受注者の負担とする。
- (11) 自家用は、第一種電気工事士または認定電気工事従事者により施工すること。
- (12) 電気主任技術者が必要な施設においては、その施設が経済産業省に届出た保安規定に基づき、電気主任技術者の立ち合い及び確認を行うこと。保安規定については施設運営者から貸与する。なお、その施設が電気主任技術者を委託している場合、立会・確認等にかかる費用については、本工事に含まれるものとする。
- (13) 本工事により生じた廃材等は、外部に搬出し、受託事業者の責任において適法に処分すること。
- (14) 本工事を施工するに当たり、疑義が生じたときは、監督職員と協議のうえ決定すること。

- (15) 本工事の施工のため敷地に立ち入るすべての作業員（下請負業者の作業員を含む）は立ち入りを許可された場所以外への無断立ち入りをしてはならない。また、許可された場所へ立ち入る場合においても、監督職員が認めた腕章等を着用させるほか、必ず身分証明書を携帯し、日本年金機構関係者から要求があった場合は提示しなければならない。
- (16) 廊下、ホールなど人通りの多い場所での作業は、事前に監督職員等と協議し、縄張り、通行止め等の措置を行い、危険防止を図ること。
- (17) 通行者、来訪者、一般車両のほか、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保については、監督職員等と事前に協議し十分な対策を講ずること。
- (18) 騒音、振動、塵埃等が予想される工事等、施設運営に支障のある作業は、事前に監督職員等と協議すること。
- (19) 本工事は、各種法令を遵守して実施すること。また、下請負者についても同様とする。

1 2. 著作権等の扱い

- (1) 竣工図等の成果物に対する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、日本年金機構が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

1 3. 検査

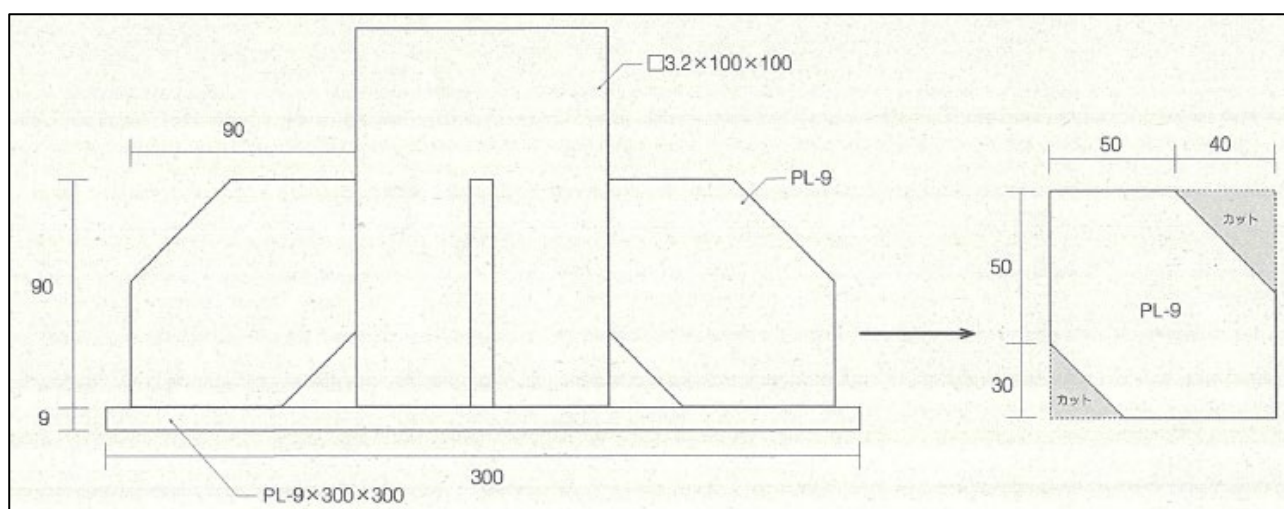
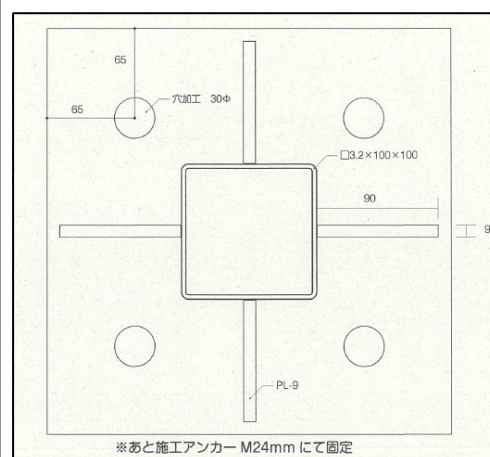
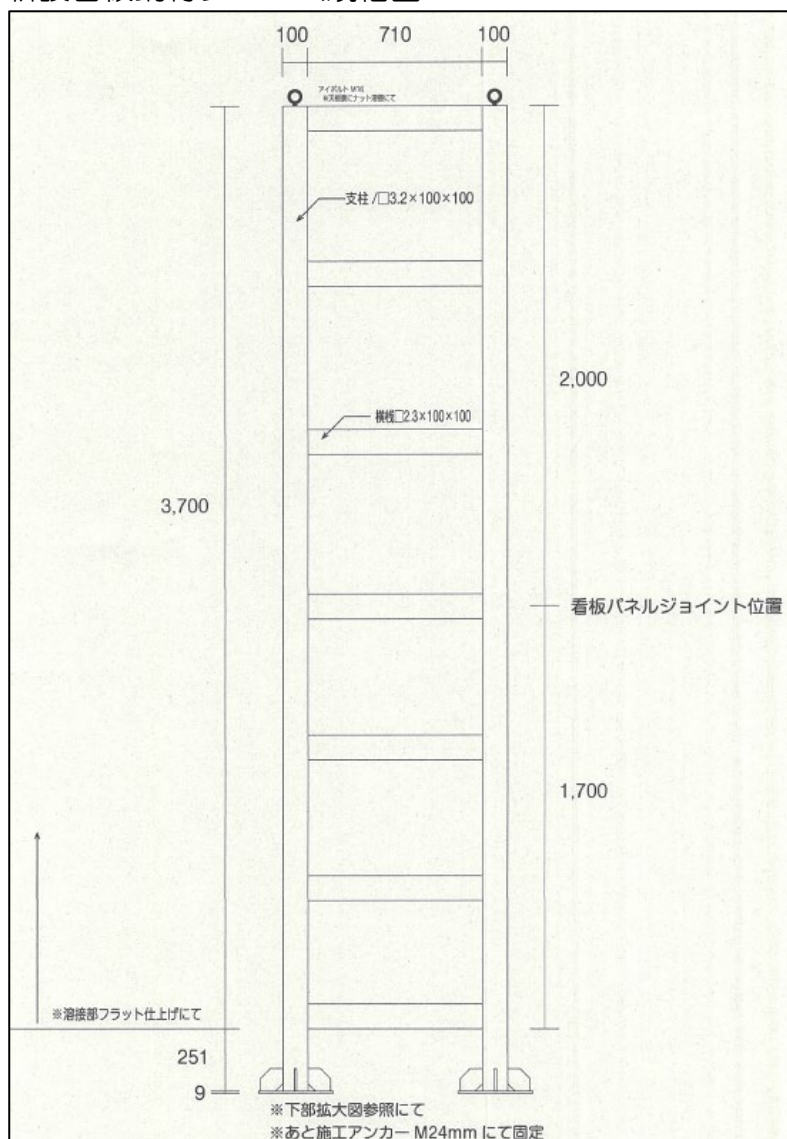
受注者は、本工事終了後、工事請負契約書に定める期間内に契約図書に基づく完成検査に合格しなければならない。その際の検査に必要な費用は受注者の負担による。

本業務が完了し検査に合格した場合は、紙面により請求書を送付すること。なお、見積の際は「紙面による請求書の送付費用」も含めること。

1 4. その他

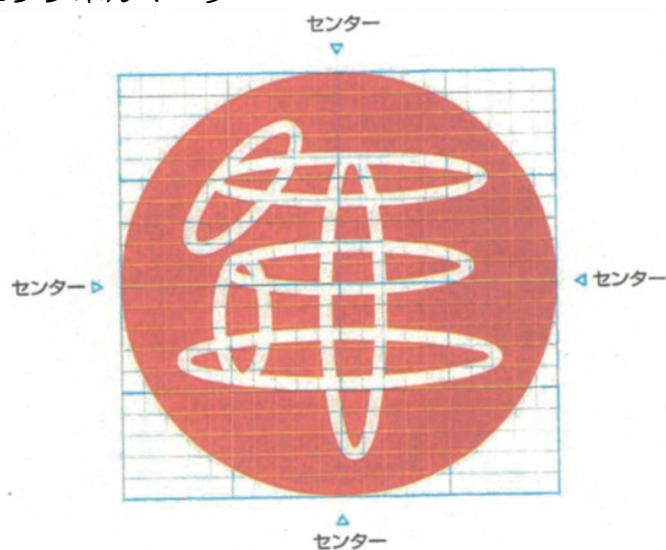
受注者は、本工事实施に係る活動において、グリーン購入法の趣旨に則り、グリーン購入を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、グリーン購入法基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

新設看板鋼材フレーム規格図



<デザイン図>

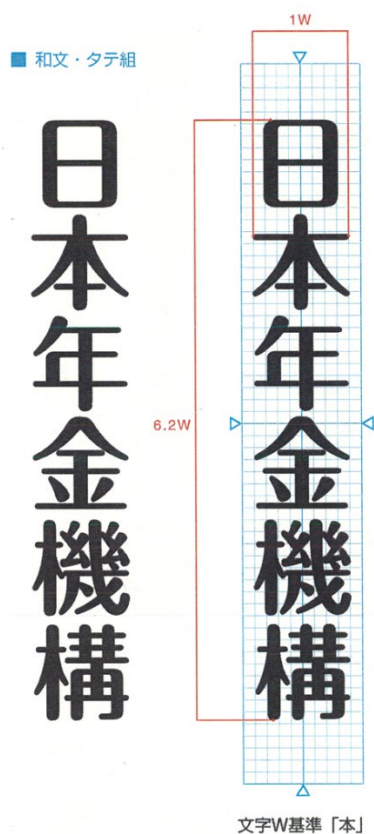
■シンボルマーク



■ロゴタイプ

(フォント「モリサワフォント丸フォーク B」

※年金事務所名についても同じフォントを使用すること)



■アクセントライン



■カラー表

	マンセル値	DIC	CMYK	屋外用マーキングフィルム		使用場所
				リンテック	3M	
シンボルマーク	7.0R 5.5/17.5 (近似値)	DIC-158	C: 0% M: 97% Y: 100% K: 0%	VC90325	NNK-RD	シンボルマーク
NNKホワイト	—	—	C: 0% M: 0% Y: 0% K: 0%	VC900	NNK-W	
NNKブラック	—	—	C: 0% M: 0% Y: 0% K: 100%	VC901	NNK-K	
NNK ダークレッド	4.0R 3.7/11.4 (近似値)	DIC-726	C: 27% M: 100% Y: 80% K: 0%	VC903027	NNK-DRD	文字塗装色 矢印

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

工 事 完 了 報 告 書

下記工事は、令和 年 月 日をもって完了したので報告いたします。

記

工事名称：屋外看板撤去新設工事（新庄年金事務所）【東北】
一式

以上

(記載例)
別紙 1

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 殿

右上の書類作成日の日付は工事完了報告書の工事完了日と一致させるようお願いいたします。
また、請求書は工事完了報告書作成日以降に発行してください。

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

工 事 完 了 報 告 書

下記工事は令和 年 月 日をもって完了したので報告いたします。

記

作業名称：〇〇工事（〇〇年金事務所）【〇〇】一式

以上